

小型移動式クレーン運転技能講習

【茨城労働局長登録教習機関 登録番号3-2】

1. 目的 クレーン等安全規則第68条に基づく、吊り上げ荷重1 t以上5 t未満の移動式クレーン運転業務に従事する者の技能講習
2. 講習期間 学科：2日間 9時00分開始（開始時間の10分前までに集合して下さい）
実技：1日間 8時30分開始（開始時間の10分前までに集合して下さい）
3. 受講資格 18歳以上

4. 講習内容 【定員20名】

区分	講習科目		時間 (休憩時間除く)
第一日	学科	関係法令	1
		小型移動式クレーンに関する知識	6
第二日	学科	原動機及び電気に関する知識	3
		小型移動式クレーンの運転の為に必要な力学に関する知識	3
		修了試験	1
第三日	実技	小型移動式クレーンの運転及び運転のための合図	7
		修了試験	

5. 受講料 会員 ¥35,640 (テキスト代支部負担 税込)
非会員 ¥37,320 (テキスト代 ¥1,680 税込)